

(様式2)

処分基準(不利益処分関係)

	担当課	水産課	検索番号	4 - 2
法令名	遊漁船業の適正化に関する法律	根拠条項	19 - 1	
不利益処分	遊漁船業の登録の取消し等			
(根拠規定)				
都道府県知事は、遊漁船業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。				
一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。				
二 不正の手段により遊漁船業者の登録を受けたとき。				
三 第六条第一項第二号又は第四号から第九号までのいずれかに該当することとなつたとき。				
(処分基準)				
第1 趣旨				
遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号。以下「法」という。)の規定に基づく行政処分の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。				
第2 業務改善命令				
(1)業務改善命令の区分				
法第18条に基づく業務改善命令は、次の区分により行う。				
業務規程に関すること。				
遊漁船業務主任者に関すること。				
気象情報の収集等に関すること。				
利用者名簿に関すること。				
周知させる義務に関すること。				
標識の掲示に関すること。				
名義の利用等の禁止に関すること。				
業務改善命令に関すること。				
登録の取消し等に関すること。				
その他、必要と認められる事項に関すること。				
(2)遊漁船業務主任者に関する業務改善命令				
遊漁船業者と遊漁船業務主任者が異なる場合において、遊漁船業務主任者が法第19条の各号に該当するときは、次表のとおり業務改善命令を行う。				
回数	1回目	2回目	3回目	
処分内容	30日以内の乗組禁止命令	90日以内の乗組禁止命令	解任	
第3 登録の取消し等				
法第19条に基づく登録の取消し等は、次表のとおり行う。				
(1)遊漁船業者が法第19条第1項第1号又は同項第3号に該当するとき				
回数	1回目	2回目	3回目	
処分内容	30日以内の事業停止	90日以内の事業停止	登録の取消し	

(2)遊漁船業者が法第 19 条第 1 項第 2 号に該当するとき

回数	1 回目
処分内容	登録の取消し

第 4 情状酌量

第 2 の(2)又は第 3 の処分に際し、その事実を勘案し、情状酌量することがある。

附 則

この方針は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。